

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第2項

【提出先】 北陸財務局長

【提出日】 平成30年11月16日

【四半期会計期間】 第111期第2四半期(自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日)

【会社名】 株式会社 福邦銀行

【英訳名】 THE FUKUHO BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 渡邊 健雄

【本店の所在の場所】 福井県福井市順化1丁目6番9号

【電話番号】 0776(21)2500(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役企画部長 南出 暁弥

【最寄りの連絡場所】 福井県福井市順化1丁目6番9号

【電話番号】 0776(21)2500(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役企画部長 南出 暁弥

【縦覧に供する場所】 株式会社福邦銀行 本店
(福井市順化1丁目6番9号)
株式会社福邦銀行 金沢支店
(金沢市駅西本町1丁目14番21号)
株式会社福邦銀行 京都支店
(京都市中京区烏丸通押小路上ル秋野々町535番地)
株式会社福邦銀行 大阪支店
(大阪市北区天満2丁目5番10号)

(注) 金沢支店及び大阪支店は、金融商品取引法の規定に基づく縦覧に供する場所
ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供しております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成28年度 中間連結 会計期間	平成29年度 中間連結 会計期間	平成30年度 中間連結 会計期間	平成28年度	平成29年度
		(自 平成28年 4月1日 至 平成28年 9月30日)	(自 平成29年 4月1日 至 平成29年 9月30日)	(自 平成30年 4月1日 至 平成30年 9月30日)	(自 平成28年 4月1日 至 平成29年 3月31日)	(自 平成29年 4月1日 至 平成30年 3月31日)
連結経常収益	百万円	4,897	4,726	4,455	9,037	9,367
連結経常利益	百万円	700	448	580	1,014	526
親会社株主に帰属する 中間純利益	百万円	540	352	496		
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円				731	391
連結中間包括利益	百万円	2	1,776	600		
連結包括利益	百万円				90	1,468
連結純資産額	百万円	20,679	22,129	22,191	20,586	21,821
連結総資産額	百万円	448,580	458,770	471,257	449,190	464,824
1株当たり純資産額	円	470.54	517.06	519.11	465.10	504.83
1株当たり中間純利益金額	円	17.31	11.28	15.92		
1株当たり当期純利益金額	円				20.96	10.19
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	12.32	7.99	11.52		
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円				16.60	9.09
自己資本比率	%	4.61	4.82	4.71	4.58	4.69
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	8,410	1,520	4,033	10,660	4,780
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,425	11,339	9,922	10,277	22,308
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	239	233	230	239	233
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	26,561	29,735	37,845	17,109	43,964
従業員数	人	519	515	481	497	488
[外、平均臨時従業員数]		[80]	[76]	[82]	[77]	[77]

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 中間連結会計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 自己資本比率は、(中間)期末純資産の部合計を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第109期中	第110期中	第111期中	第109期	第110期
決算年月		平成28年9月	平成29年9月	平成30年9月	平成29年3月	平成30年3月
経常収益	百万円	4,845	4,675	4,409	8,936	9,285
経常利益	百万円	703	451	579	1,009	534
中間純利益	百万円	543	354	495		
当期純利益	百万円				726	400
資本金	百万円	7,300	7,300	7,300	7,300	7,300
発行済株式総数	千株	普通株式 31,800 A種優先株式 6,000	普通株式 31,800 A種優先株式 6,000	普通株式 31,800 A種優先株式 6,000	普通株式 31,800 A種優先株式 6,000	普通株式 31,800 A種優先株式 6,000
純資産額	百万円	20,791	22,205	22,157	20,684	21,803
総資産額	百万円	448,385	458,566	471,050	448,973	464,630
預金残高	百万円	420,841	428,510	428,040	423,574	426,966
貸出金残高	百万円	304,097	309,157	306,886	301,597	307,375
有価証券残高	百万円	113,470	115,325	112,199	124,519	102,051
1株当たり配当額	円	普通株式 A種優先株式	普通株式 A種優先株式	普通株式 A種優先株式	普通株式 5.00 A種優先株式 12.84	普通株式 5.00 A種優先株式 12.28
自己資本比率	%	4.63	4.84	4.70	4.60	4.69
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	516 [77]	510 [73]	479 [77]	495 [74]	486 [73]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 自己資本比率は、(中間)期末純資産の部合計を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当四半期連結累計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間におけるわが国経済を顧みますと、国内需要は企業収益が改善し、企業の業況判断も改善しております。設備投資は緩やかに増加し、また雇用・所得環境の着実な改善が続く中で、個人消費は持ち直しているほか、住宅投資は弱含んでおります。公共投資は底堅く推移し、海外への輸出および輸入は、持ち直しております。

先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが引き続き期待されます。

当行グループの主たる営業基盤である福井県内経済においては、製造業の生産は緩やかに拡大しており、スマートフォン向けを中心に拡大、輸送機械も自動車変速装置部品を中心に緩やかに拡大し、繊維が非衣料向けで堅調であり、全体では緩やかに持ち直しつつあります。設備投資も製造・非製造業ともに増加見通しであり、個人消費は回復しております。公共投資は前年を下回り、住宅投資は回復しつつあります。なお雇用情勢は着実に改善しており、人手不足感が強まっております。

先行きについては、企業収益や雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果で、景気の回復基調が続くことが期待されますが、海外景気の下振れ、人手不足に伴う企業活動への影響など、その動向に引き続き注視する必要があります。

このような環境下、当行及び当行連結子会社1社の連結ベースでの業績は「地域密着の徹底～相談しやすく親しみやすい銀行～」を基本戦略として、役職員一体となって積極的に業務に取組んだ結果、次の通りとなりました。

当中間連結会計期間末における財政状態については、預金は、法人預金や公金預金が増加したことを主因に、前年度末比10億96百万円増加して当中間期末残高は4,278億85百万円となりました。貸出金は住宅ローンの減少等により前年度末比5億円減少して、当中間期末残高は3,071億43百万円となりました。

有価証券は前年度末比101億47百万円増加して、当中間期末残高は1,118億30百万円となりました。

当中間連結会計期間における損益面については、経常収益は、貸出金利息や有価証券売却益が減少したこと等により、前年同期比2億70百万円減少して44億55百万円となりました。また、経常費用は、次期勘定システム構築費用が増加したものの、経費の削減及び有価証券売却損の減少等により、前年同期比4億2百万円減少し、38億74百万円となりました。

その結果、経常利益は前年同期比1億32百万円増加の5億80百万円となり、親会社株主に帰属する中間純利益は前年同期比1億44百万円増加し4億96百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

連結キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の増加等を主因に前年同期比25億13百万円増加して、40億33百万円となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは有価証券の売却による収入が減少したことを主因に前年同期比212億62百万円減少して、99億22百万円となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは2億30百万円となりました。全体で現金及び現金同等物の中間期末残高は、前年同期比81億9百万円減少して、378億45百万円となりました。

(参考)

国内・国際業務部門別収支

資金運用収支は、29億1百万円となりました。内訳は、国内業務部門27億43百万円、国際業務部門1億57百万円となっております。役務取引等収支は、1億36百万円となりました。内訳は、国内業務部門1億36百万円、国際業務部門0百万円となっております。その他業務収支は、2億16百万円となりました。内訳は、国内業務部門1億48百万円、国際業務部門67百万円となっております。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	2,779	135		2,915
	当第2四半期連結累計期間	2,743	157		2,901
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	2,868	135		3,004
	当第2四半期連結累計期間	2,804	157		2,962
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	89	0		89
	当第2四半期連結累計期間	60	0		60
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	124	0		125
	当第2四半期連結累計期間	136	0	0	136
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	596	1	12	585
	当第2四半期連結累計期間	604	1	15	591
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	471	0	12	460
	当第2四半期連結累計期間	468	0	15	454
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	57	54		3
	当第2四半期連結累計期間	148	67		216
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	564			564
	当第2四半期連結累計期間	76	32		109
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	506	54		561
	当第2四半期連結累計期間	225	100		326

(注) 1. 「国内業務部門」とは、当行及び(連結)子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。

2. 相殺消去額()は、連結グループ企業間の取引金額を表示しております。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、5億91百万円となりました。内訳は、国内業務部門で6億4百万円、国際業務部門で1百万円となっております。一方、役務取引等費用は、4億54百万円となりました。内訳は、国内業務部門で4億68百万円、国際業務部門で0百万円となっております。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	596	1	12	585
	当第2四半期連結累計期間	604	1	15	591
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	212			212
	当第2四半期連結累計期間	214			214
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	139	1	0	140
	当第2四半期連結累計期間	140	1	0	141
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	85			85
	当第2四半期連結累計期間	69			69
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	3			3
	当第2四半期連結累計期間	2			2
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	0			0
	当第2四半期連結累計期間	0			0
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	26		12	14
	当第2四半期連結累計期間	25		14	10
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	471	0	12	460
	当第2四半期連結累計期間	468	0	15	454
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	25	0	0	26
	当第2四半期連結累計期間	25	0	0	26

(注) 1. 「国内業務部門」とは、当行及び(連結)子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。

2. 相殺消去額()は、当行の(連結)子会社に対する信用保証料金額を表示しております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結累計期間	428,325	185	156	428,353
	当第2四半期連結累計期間	427,920	119	154	427,885
うち流動性預金	前第2四半期連結累計期間	168,291		156	168,134
	当第2四半期連結累計期間	177,072		154	176,918
うち定期性預金	前第2四半期連結累計期間	259,255			259,255
	当第2四半期連結累計期間	248,534			248,534
うちその他	前第2四半期連結累計期間	778	185		963
	当第2四半期連結累計期間	2,313	119		2,433
譲渡性預金	前第2四半期連結累計期間				
	当第2四半期連結累計期間				
総合計	前第2四半期連結累計期間	428,325	185	156	428,353
	当第2四半期連結累計期間	427,920	119	154	427,885

(注) 1. 「国内業務部門」とは、当行の円建取引、「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。

2. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

3. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

4. 相殺消去額()は、当行の(連結)子会社の当行に対する預金の残高を表示しております。

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況
業種別貸出状況（末残・構成比）

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
国内業務部門	309,415	100.00	307,143	100.00
製造業	27,914	9.02	26,655	8.68
農業，林業	389	0.12	513	0.17
漁業	26	0.01	62	0.02
鉱業，採石業，砂利採取業	176	0.06	128	0.04
建設業	18,477	5.97	18,494	6.02
電気・ガス・熱供給・水道業	2,124	0.69	2,140	0.70
情報通信業	2,103	0.68	784	0.26
運輸業，郵便業	5,151	1.66	4,890	1.59
卸売業，小売業	32,680	10.56	32,526	10.59
金融業，保険業	14,390	4.65	10,857	3.53
不動産業，物品賃貸業	48,538	15.69	50,768	16.53
各種サービス業	25,675	8.30	27,848	9.07
地方公共団体	40,776	13.18	40,979	13.34
その他	90,990	29.41	90,492	29.46
国際業務部門				
政府等				
金融機関				
その他				
合計	309,415		307,143	

(注) 「国内業務部門」とは当行及び（連結）子会社の円建取引であります。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位:億円、%)

	平成30年9月30日
1. 連結自己資本比率(2/3)	8.12
2. 連結における自己資本の額	201
3. リスク・アセットの額	2,479
4. 連結総所要自己資本額	99

単体自己資本比率(国内基準)

(単位:億円、%)

	平成30年9月30日
1. 自己資本比率(2/3)	8.11
2. 単体における自己資本の額	200
3. リスク・アセットの額	2,473
4. 単体総所要自己資本額	98

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるものについて債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成29年9月30日	平成30年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,059	1,594
危険債権	9,317	8,142
要管理債権	2,610	2,036
正常債権	296,855	295,599

3【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
A種優先株式	6,000,000
計	80,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成30年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年11月16日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	31,800,000	同 左	非上場	単元株式数は1,000株
A種優先株式	6,000,000	同 左	非上場	(注)
計	37,800,000	同 左		

(注) 1. 当行定款又は取締役会決議により定めたA種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 優先配当金

(1) A種優先配当金

当銀行は、定款第38条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日(以下「A種優先期末配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、以下に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第4位まで算出し、小数第4位を切上げる。)(以下「A種優先配当金」という。)を支払う(但し、A種優先期末配当基準日の属する事業年度において第(2)号に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除する。)

・平成24年3月31日を基準日とする配当までの配当年率は、1.9%とする。

・平成24年4月1日以降、次回配当年率見直し日の前日までの各事業年度についての配当年率は、以下の算式により計算される年率とする。

$$\text{配当年率} = \text{日本円TIBOR}(12\text{ヶ月物}) + 1.1\%$$

なお、A種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、上記の算式の結果が8%を超える場合には、A種優先配当年率は8%とする。

「配当年率見直し日」は、平成24年4月1日以降の毎年4月1日とする。

上記の算式において「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、毎年4月1日(但し、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日)(以下「A種優先配当年率決定日」という。)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフワード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR(12ヶ月物)が公表されていない場合は、A種優先配当年率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オフワード・レート(ユーロ円LIBOR12ヶ月物(360日ベース))として、英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を、日本円TIBOR(12ヶ月物)に代えて用いるものとする。「営業日」とはロンドン及び東京において銀行が外貨及び為替取引の営業を行っている日をいう。

(2) A種優先中間配当金

当銀行は、定款第39条に定める中間配当を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭(以下「A種優先中間配当金」という。)を支払う。

(3) 非累積条項

ある事業年度において、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 残余財産

(1) 残余財産の分配

当銀行は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、A種優先配当金の額を残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にA種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。）を加えた金銭を支払う（但し、分配日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除する。）。

(2) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配を行わない。

3. 議決権

A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。但し、A種優先株主は、定時株主総会にA種優先配当金の額全部（A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、A種優先配当金の額全部（A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、A種優先配当金の額全部（A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

4. 株式の分割又は併合及び株式無償割当て

(1) 株式の分割又は併合

当銀行は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及びA種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式及びA種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

A種優先株主は、第(7)号に定める取得を請求することのできる期間中、当銀行に対し、A種優先株式の取得を請求することができるものとし、当銀行は、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得すると引換えに、以下に定める算定方法に従って算出される数の当銀行の普通株式を、当該A種優先株主に対して交付する。但し、単元未満株式については、本項に規定する取得の請求をすることができないものとする。

(1) 取得と引換えに交付すべき普通株式の数

$$\text{取得と引換えにより交付すべき普通株式の数} = \frac{\text{A種優先株主が取得を請求したA種優先株式の1株当たりの払込金額相当額の総額}}{\text{取得請求日における第(2)号から第(6)号で定める取得価額}}$$

但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、A種優先株主が取得を請求したA種優先株式の1株当たりの払込金額相当額は、適切に調整される。取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

(2) 当初取得価額

当初の取得価額は、第(7)号で定める取得を請求することのできる期間の初日における普通株式時価（円位未満四捨五入）とする。但し、当初取得価額が第(5)号に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

本第(2)号における「普通株式時価」とは、以下に定める(a)又は(b)の価額をいう。

(a) 取得を請求することのできる期間の初日に先立つ5連続取引日までの期間において、当銀行の普通株式が上場等（金融商品取引所又は店頭売買有価証券市場（以下「取引所等」という。）への上場又は登録をいう。以下同じ。）をしている場合

当初、取得を請求することのできる期間の初日に先立つ5連続取引日（取得を請求することのできる期間の初日を含まず、取引所等（当銀行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得を請求することのできる期間の初日に先立つ1年間における出来高が最大の金融商品取引所）における当銀行の普通株式の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。）とする。

(b) (a)以外の場合

直近の有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書（連結BPS（以下に定義する。）に関するこれらの訂正報告書を含む。以下「継続開示書類」という。）における1株当たり純資産額（連結ベースとし、1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針35項に従い、貸借対照表の純資産の部の合計額から、優先株式に係る払込金額及び配当、新株予約権、少数株主持分等を控除したものを、普通株式に係る純資産額として計算する。以下「連結BPS」という。）

(3) 取得価額の修正

取得価額は、平成23年11月1日以降平成36年3月31日までの毎月1日（以下それぞれ「取得価額修正日」という。）の翌日以降において、当該取得価額修正日における普通株式時価に修正されるものとする（以下かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。但し、修正後取得価額が第(5)号に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、取得価額修正日（同日を含む。）までの直近の5連続取引日の間に、第(6)号に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

本第(3)号における「普通株式時価」とは、以下に定める(a)又は(b)の価額をいう。

(a) 取得価額修正日を最終日とする5連続取引日（同日を含む。）の期間において、当銀行の普通株式が上場等をしている場合

当該取得価額修正日（同日を含む。）までの直近の5連続取引日（但し、終値のない日は除き、取得価額修正日が取引日ではない場合は、当該取得価額修正日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の当銀行の普通株式が上場等をしている取引所等における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。）

(b) (a)以外の場合

連結BPS（但し、当該取得価額修正日の直前に提出された継続開示書類中の財務情報の基準日の翌日以降に、第(6)号に定める取得価額の調整事由が生じたことにより取得価額が調整された場合には、上記調整事由により調整された取得価額相当額を意味するものとする。）

(4) 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

(5) 下限取得価額

229円（但し、第(6)号による調整を受ける。）。

(6) 取得価額の調整

イ. A種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。

$$\begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{取得価額} \end{array} = \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{取得価額} \end{array} = \frac{\begin{array}{c} \text{既発行} \\ \text{普通株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{c} \text{交付普通} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{1株当たりの} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{時価} \end{array}}$$

既発行普通株式数 + 交付普通株式数

() 取得価額調整式に使用する時価（下記八.に定義される。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（但し、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本第(6)号において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、又は当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得又は行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該若しくは払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

() 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当銀行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

() 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記二.に定義する意味を有する。以下、本(iii)、下記(iv)及び(v)並びに下記八.(iv)において同じ。）をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、又は株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、又はその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

() 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ.又はロ.と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)から(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)又は本(iv)による調整が行われていない場合、調整係数は1とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)又は本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記第(3)項による取得価額の修正が行われている場合、調整係数は1とする。

但し、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(iii)又は本(iv)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

(c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)又は本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記第(3)項による取得価額の修正が行われていない場合調整係

数は、上記(iii)又は本(iv)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

- () 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

但し、当該取得条項付株式等について既に上記(iii)又は(iv)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。

- () 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数(効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

- ロ. 上記イ.(i)から(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換又は株式移転等により、取得価額(下限取得価額を含む。)の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額(下限取得価額を含む。)に変更される。

- ハ.() 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日(以下「調整日」という。)における普通株式時価とする。なお、調整日の前日を最終日とする5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本第(6)号に準じて調整する。

() 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。

() 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ.(i)から(iii)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く。)に当該取得価額の調整の前に上記イ.及びロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記イ.(iv)(b)又は(c)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。)からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.(iv)(b)又は(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.(iii)又は(iv)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。

() 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.(i)の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記イ.(ii)及び(vi)の場合には0円、上記イ.(iii)から(v)の場合には価額(但し、(iv)の場合は修正価額)とする。

- ニ. 上記イ.(iii)から(v)及び上記ハ.(iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

- ホ. 上記イ.(v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ.(iii)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

- ヘ. 上記イ.(i)から(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.(i)から(iii)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

- ト. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。但し、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

本第(6)号における「普通株式時価」とは、以下に定める(a)又は(b)の価額をいう。

(a) 調整日からこれに先立つ5連続取引日の期間において、当銀行の普通株式が上場等をしている場合

調整日の前日を最終日とする5連続取引日の当銀行の普通株式が上場等をしている取引所等における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)但し、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。

(b) (a)以外の場合

連結BPS

- (7) 取得を請求することのできる期間

平成23年10月1日から平成36年3月31日まで

- (8) 取得請求受付場所

東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

- (9) 取得の効力発生

取得の効力は、取得請求書及び取得請求にかかるA種優先株式の株券が第(8)号に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。但し、A種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

6. 金銭を対価とする取得条項

当銀行は、平成31年4月1日以降取締役会が別途定める日（以下「取得日」という。）に、法令上可能な範囲で、A種優先株式の全部又は一部を取得することができるものとし、当銀行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、取得日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの日数にA種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。）を加えた金銭を交付する（但し、取得日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除する。）。但し、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において当銀行の普通株式時価が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も第5項に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。本項における「普通株式時価」とは、以下に定める(a)又は(b)の価額をいう。

(a) 取得日を決定する取締役会の開催日を最終日とする30営業日の期間において、当銀行の普通株式が上場等をしている場合

取引所等における当銀行の普通株式の終値

(b) (a)以外の場合

連結BPS

7. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、平成36年4月1日（以下「一斉取得日」という。）に、A種優先株式（当該一斉取得日前日までに、第5項に従って取得請求権が行使されたA種優先株式又は第6項に定める取得条項に基づく取得が行われたA種優先株式を除く。）の全てを取得するのと引換えに、各A種優先株主に対し、その有するA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じ、第(2)号に定める一斉取得価額で除した数の普通株式を交付するものとする。

(2) 一斉取得価額

「一斉取得価額」とは、以下に定める(a)又は(b)の価額をいう。但し、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(a) 一斉取得日からこれに先立つ45連続取引日までの期間において、当銀行の普通株式が上場等をしている場合
一斉取得日に先立つ45連続取引日に始まる30連続取引日の当銀行の普通株式が上場等をしている取引所等における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。）

(b) (a)以外の場合

連結BPS

(3) 1株に満たない端数の取扱い

取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(注) 2. 当行は、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはございません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当ありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成30年7月1日～ 平成30年9月30日	-	37,800	-	7,300	-	6,256

(5) 【大株主の状況】

普通株式

平成30年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	1,450	4.64
株式会社クオードコーポレーション	福井県福井市下河北町第11号13番地	1,400	4.48
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,399	4.48
三田興産株式会社	福井県越前市神明町3番28号	1,327	4.25
三田村 俊文	福井県越前市帆山町	1,296	4.15
日本土地建物株式会社	東京都千代田区霞が関1丁目4番1号	850	2.72
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	704	2.25
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	650	2.08
株式会社ホクコン	福井県越前市北府1丁目2番38号	615	1.97
福邦銀行行員持株会	福井県福井市順化1丁目6番9号	607	1.94
計		10,300	32.02

(注) 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)所有株式は、預金保険機構が当該信託銀行に信託しているものであります。

A種優先株式

平成30年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内3丁目4番2号	6,000	100.00
計		6,000	100.00

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成30年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 6,000,000		「1(1) 発行済株式」の「内容」の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 608,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 30,958,000	30,958	
単元未満株式	普通株式 234,000		1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	37,800,000		
総株主の議決権		30,958	

(注) 「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式386株が含まれております。

【自己株式等】

平成30年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(株)福邦銀行	福井市順化1丁目6番9号	608,000		608,000	1.91
計		608,000		608,000	1.91

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
2. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自平成30年4月1日 至平成30年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自平成30年4月1日 至平成30年9月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。
なお、新日本有限責任監査法人は平成30年7月1日付をもって、名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
資産の部		
現金預け金	6 43,984	6 37,865
有価証券	6 101,682	6 111,830
貸出金	1, 2, 3, 4, 5, 7 307,644	1, 2, 3, 4, 5, 7 307,143
外国為替	210	365
その他資産	6 8,970	6 10,913
有形固定資産	8, 9 4,758	8, 9 5,083
無形固定資産	385	338
支払承諾見返	434	286
貸倒引当金	3,246	2,569
資産の部合計	464,824	471,257
負債の部		
預金	426,789	427,885
債券貸借取引受入担保金	6 11,150	6 14,504
外国為替	-	-
その他負債	2,525	4,265
賞与引当金	251	250
退職給付に係る負債	929	918
役員退職慰労引当金	194	179
睡眠預金払戻損失引当金	84	76
利息返還損失引当金	0	0
偶発損失引当金	58	42
繰延税金負債	149	219
再評価に係る繰延税金負債	8 435	8 435
支払承諾	434	286
負債の部合計	443,002	449,065
純資産の部		
資本金	7,300	7,300
資本剰余金	6,256	6,256
利益剰余金	6,558	6,825
自己株式	236	237
株主資本合計	19,878	20,144
その他有価証券評価差額金	1,310	1,399
土地再評価差額金	8 793	8 793
退職給付に係る調整累計額	161	145
その他の包括利益累計額合計	1,942	2,047
純資産の部合計	21,821	22,191
負債及び純資産の部合計	464,824	471,257

(2)【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成29年 4月 1日 至 平成29年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成30年 4月 1日 至 平成30年 9月30日)
経常収益	4,726	4,455
資金運用収益	3,004	2,962
(うち貸出金利息)	2,182	2,128
(うち有価証券利息配当金)	812	822
役務取引等収益	585	591
その他業務収益	564	109
その他経常収益	1 570	1 792
経常費用	4,277	3,874
資金調達費用	89	60
(うち預金利息)	85	55
役務取引等費用	460	454
その他業務費用	561	326
営業経費	2 2,862	2 2,787
その他経常費用	3 303	3 246
経常利益	448	580
特別利益	-	6
固定資産処分益	-	6
特別損失	0	50
固定資産処分損	0	31
減損損失	4 -	4 18
税金等調整前中間純利益	448	537
法人税、住民税及び事業税	18	23
法人税等調整額	78	16
法人税等合計	96	40
中間純利益	352	496
非支配株主に帰属する中間純利益	-	-
親会社株主に帰属する中間純利益	352	496

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成29年 4月 1日 至 平成29年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成30年 4月 1日 至 平成30年 9月30日)
中間純利益	352	496
その他の包括利益	1,424	104
その他有価証券評価差額金	1,399	88
退職給付に係る調整額	25	15
中間包括利益	1,776	600
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	1,776	600
非支配株主に係る中間包括利益	-	-

(3)【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成29年 4月 1日 至 平成29年 9月 30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,300	6,256	6,382	235	19,704
当中間期変動額					
剰余金の配当			233		233
親会社株主に帰属する中間純利益			352		352
自己株式の取得				0	0
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	-	-	119	0	118
当中間期末残高	7,300	6,256	6,501	236	19,822

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	358	810	285	882	20,586
当中間期変動額					
剰余金の配当					233
親会社株主に帰属する中間純利益					352
自己株式の取得					0
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,399	-	25	1,424	1,424
当中間期変動額合計	1,399	-	25	1,424	1,542
当中間期末残高	1,757	810	260	2,307	22,129

当中間連結会計期間(自 平成30年 4月 1日 至 平成30年 9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,300	6,256	6,558	236	19,878
当中間期変動額					
剰余金の配当			229		229
親会社株主に帰属する中間純利益			496		496
自己株式の取得				0	0
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	-	-	266	0	266
当中間期末残高	7,300	6,256	6,825	237	20,144

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	1,310	793	161	1,942	21,821
当中間期変動額					
剰余金の配当					229
親会社株主に帰属する中間純利益					496
自己株式の取得					0
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	88	-	15	104	104
当中間期変動額合計	88	-	15	104	370
当中間期末残高	1,399	793	145	2,047	22,191

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	448	537
減価償却費	161	176
減損損失	-	18
貸倒引当金の増減()	594	676
賞与引当金の増減額(は減少)	2	0
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	25	10
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	5	15
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	2	7
偶発損失引当金の増減額(は減少)	21	16
資金運用収益	3,004	2,962
資金調達費用	89	60
有価証券関係損益()	1	124
固定資産処分損益(は益)	0	24
貸出金の純増()減	7,544	500
預金の純増減()	4,941	1,096
債券貸借取引受入担保金の純増減()	3,458	3,353
借入金の純増減()	800	-
コールローン等の純増()減	-	-
外国為替(資産)の純増()減	1,069	155
外国為替(負債)の純増減()	0	-
資金運用による収入	3,012	3,009
資金調達による支出	128	82
その他	481	912
小計	1,545	4,064
法人税等の支払額	25	30
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,520	4,033
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	52,843	37,514
有価証券の売却による収入	58,298	21,853
有価証券の償還による収入	6,177	6,237
有形固定資産の取得による支出	271	491
無形固定資産の取得による支出	20	15
有形固定資産の売却による収入	-	32
固定資産の除却による支出	-	24
投資活動によるキャッシュ・フロー	11,339	9,922
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	233	229
自己株式の取得による支出	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	233	230
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	12,626	6,118
現金及び現金同等物の期首残高	17,109	43,964
現金及び現金同等物の中間期末残高	29,735	37,845

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社 1社
福邦カード株式会社
- (2) 非連結子会社
該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結子会社
該当ありません。
- (2) 持分法適用の関連会社
該当ありません。
- (3) 持分法非適用の非連結子会社
該当ありません。
- (4) 持分法非適用の関連会社
該当ありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 1社

4. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物: 3年~50年

その他: 2年~20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先の債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、審査管理部署が査定結果を検証し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は996百万円（前連結会計年度末は1,026百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(9) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結子会社1社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案し、返還見込額を合理的に見積もり計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(11) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(13) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金・預入期間が3ヵ月以内の預け金及び日本銀行への預け金であります。

(14) 消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号平成30年2月16日）を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しております。

この結果、当中間連結会計期間に与える影響はありません。

(中間連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
破綻先債権額	122百万円	192百万円
延滞債権額	10,399百万円	9,691百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
3ヵ月以上延滞債権額	百万円	174百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
貸出条件緩和債権額	2,472百万円	1,862百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
合計額	12,994百万円	11,921百万円

なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
	5,214百万円	4,811百万円

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	11,150百万円	14,504百万円
計	11,150百万円	14,504百万円
担保資産に対応する債務		
債券貸借取引受入担保金	11,150百万円	14,504百万円

上記のほか、為替決済、資金決済、地方公共団体収納代理取引、日銀共通取引あるいはデリバティブ取引に係る担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
有価証券	4,550百万円	4,546百万円
預け金	10百万円	10百万円
その他資産	5,033百万円	5,249百万円

また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
保証金	104百万円	94百万円

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
融資未実行残高	56,164百万円	56,597百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	51,270百万円	51,896百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
	1,565百万円	1,565百万円

9. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
減価償却累計額	4,758百万円	4,758百万円

(中間連結損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成29年 4月 1日 至 平成29年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成30年 4月 1日 至 平成30年 9月30日)
株式等売却益	8百万円	17百万円
貸倒引当金戻入益	471百万円	700百万円
偶発損失引当金戻入益	21百万円	16百万円

2. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成29年 4月 1日 至 平成29年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成30年 4月 1日 至 平成30年 9月30日)
給料・手当	1,295百万円	1,246百万円
退職給付費用	68百万円	57百万円

3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成29年 4月 1日 至 平成29年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成30年 4月 1日 至 平成30年 9月30日)
株式等償却	67百万円	百万円

4. 当行グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

前中間連結会計期間(自 平成29年 4月 1日 至 平成29年 9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成30年 4月 1日 至 平成30年 9月30日)

当中間連結会計期間において、営業キャッシュ・フローの低下により割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないこと等により投資額の回収が見込めなくなった当行の資産グループの帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額18百万円を減損損失として特別損失に計上しております

場所	主な用途	種類	減損損失(百万円)
福井県外	営業用店舗 1カ所	建物等	18
		合計	18

当行は、管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングを行っております。

当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、当行の担保評価基準にて合理的に算定しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成29年4月1日至平成29年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	31,800	-	-	31,800	
A種優先株式	6,000	-	-	6,000	
合計	37,800	-	-	37,800	
自己株式					
普通株式	602	1	-	604	(注)
A種優先株式	-	-	-	-	
合計	602	1	-	604	

(注) 自己株式の普通株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月28日 定時株主総会	普通株式	155	5.00	平成29年3月31日	平成29年6月29日
	A種優先株式	77	12.84	平成29年3月31日	平成29年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
該当ありません。

当中間連結会計期間(自平成30年4月1日至平成30年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	31,800	-	-	31,800	
A種優先株式	6,000	-	-	6,000	
合計	37,800	-	-	37,800	
自己株式					
普通株式	605	2	-	608	(注)
A種優先株式	-	-	-	-	
合計	605	2	-	608	

(注) 自己株式の普通株式の株式数の増加2千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月27日 定時株主総会	普通株式	155	5.00	平成30年3月31日	平成30年6月28日
	A種優先株式	73	12.28	平成30年3月31日	平成30年6月28日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
該当ありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

・現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成29年 4月 1日 至 平成29年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成30年 4月 1日 至 平成30年 9月30日)
現金預け金勘定	29,755 百万円	37,865 百万円
預入期間が3ヵ月超定期預け金	20 "	20 "
現金及び現金同等物	29,735 "	37,845 "

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

前連結会計年度（平成30年3月31日）

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	43,984	43,984	
(2) 有価証券 其他有価証券	101,276	101,276	
(3) 貸出金 貸倒引当金（*1）	307,644 3,245		
	304,399	308,715	4,316
資産計	449,659	453,975	4,316
(1) 預金	426,789	426,813	24
(2) 債券貸借取引受入担保金	11,150	11,150	
負債計	437,940	437,964	24
デリバティブ取引（*2） ヘッジ会計が適用されていないもの	(12)	(12)	
ヘッジ会計が適用されているもの			
デリバティブ取引計	(12)	(12)	

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

当中間連結会計期間（平成30年9月30日）

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	37,865	37,865	
(2) 有価証券 其他有価証券	111,423	111,423	
(3) 貸出金 貸倒引当金（*1）	307,143 2,431		
	304,712	309,790	5,078
資産計	454,001	459,079	5,078
(1) 預金	427,885	427,901	15
(2) 債券貸借取引受入担保金	14,504	14,504	
負債計	442,390	442,405	15
デリバティブ取引（*2） ヘッジ会計が適用されていないもの	(101)	(101)	
ヘッジ会計が適用されているもの			
デリバティブ取引計	(101)	(101)	

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間が短期（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、信用リスク等のリスクを将来キャッシュ・フローに反映させて時価を算定しております。

なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。約定期間が長期にわたる貸出金においては、期限前償還リスクは考慮しておりません。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日（連結決算日）における中間連結貸借対照表（連結貸借対照表上）の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日（連結決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、預金の種類及び一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。預入期間が長期のものにおける期限前解約率は考慮しておりません。

(2) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金は約定期間が短期間（1年以内）であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（2）其他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
非上場株式（*1）	406	406
合 計	406	406

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

「子会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度（平成30年3月31日現在）
該当ありません。

当中間連結会計期間（平成30年9月30日現在）
該当ありません。

2. その他有価証券

前連結会計年度（平成30年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	1,531	825	706
	債券	28,631	27,846	785
	国債	16,229	15,522	707
	地方債	401	400	1
	社債	12,001	11,924	77
	その他	25,019	23,783	1,235
	外国証券	3,695	3,638	56
	小計	55,182	52,455	2,727
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	248	264	15
	債券	16,731	16,849	118
	国債	7,011	7,107	95
	地方債	397	400	2
	社債	9,322	9,342	20
	その他	29,113	29,869	755
	外国証券	12,486	12,670	184
	小計	46,093	46,983	889
合計	101,276	99,438	1,837	

（注）上表には、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は含めておりません。

当中間連結会計期間（平成30年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
中間連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの	株式	1,647	837	809
	債券	22,854	22,223	631
	国債	13,789	13,208	580
	地方債			
	社債	9,065	9,014	50
	その他	29,990	28,664	1,326
	外国証券	6,772	6,728	44
	小計	54,493	51,725	2,767
中間連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの	株式	226	252	25
	債券	23,834	24,039	204
	国債	8,691	8,862	171
	地方債	994	1,000	5
	社債	14,148	14,176	27
	その他	32,870	33,427	557
	外国証券	11,453	11,707	253
	小計	56,930	57,718	787
合計	111,423	109,444	1,979	

（注）上表には、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は株式55百万円であります。

当中間連結会計期間における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価又は償却原価に比べて50%以上下落した場合、又は30%以上50%未満下落した場合において過去の一定期間における時価の推移ならびに当該発行会社の業績等を勘案した基準により行っております。

（追加情報）

従来、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、「時価が取得原価又は償却原価に比べて30%以上下落した場合」としておりましたが、金融環境の変化や運用有価証券の価格変動率等を踏まえ、より合理的な判断に基づいて減損処理を行うため、当第1四半期連結累計期間から上記基準に変更しております。

なお、この変更により、その他経常費用は18百万円減少し、税金等調整前中間純利益は18百万円増加しております。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託
該当ありません。
2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）
該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度（平成30年3月31日現在）

	金額（百万円）
評価差額	1,837
その他有価証券	1,837
その他の金銭の信託	
（ ）繰延税金負債	526
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	1,310
（ ）非支配株主持分相当額	
（ + ）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	1,310

当中間連結会計期間（平成30年9月30日現在）

	金額（百万円）
評価差額	1,979
その他有価証券	1,979
その他の金銭の信託	
（ ）繰延税金負債	580
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	1,399
（ ）非支配株主持分相当額	
（ + ）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	1,399

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引
該当ありません。

(2) 通貨関連取引
前連結会計年度（平成30年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物 売建 買建				
	通貨オプション 売建 買建				
店頭	通貨スワップ 為替予約 売建	10,869		12	12
	買建	19		0	0
	通貨オプション 売建 買建				
	その他 売建 買建				
合 計				12	12

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間（平成30年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物 売建 買建				
	通貨オプション 売建 買建				
店頭	通貨スワップ 為替予約 売建	13,052		101	101
	買建				
	通貨オプション 売建 買建				
	その他 売建 買建				
合 計				101	101

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引
該当ありません。

- (4) 債券関連取引
該当ありません。
 - (5) 商品関連取引
該当ありません。
 - (6) クレジット・デリバティブ取引
該当ありません。
2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 平成29年 4月 1日 至 平成29年 9月30日）

1．サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	2,784	1,481	460	4,726

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2．地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の100%であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成30年 4月 1日 至 平成30年 9月30日）

1．サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	2,955	1,030	469	4,455

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2．地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の100%であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
1株当たり純資産額	504円 83銭	519円 11銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
純資産の部の合計額	百万円	21,821	22,191
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	6,073	6,000
うち優先株式の払込金額	百万円	6,000	6,000
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	73	
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	15,747	16,191
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	31,194	31,191

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	11.28	15.92
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	352	496
普通株主に帰属しない金額	百万円		
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	352	496
普通株式の期中平均株式数	千株	31,195	31,192
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	7.99	11.52
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	百万円		
普通株式増加数	千株	12,833	11,885
うち優先株式	千株	12,833	11,885
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要			

(重要な後発事象)

該当ありません。

2【その他】

該当ありません。

3【中間財務諸表】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
資産の部		
現金預け金	7 43,984	7 37,865
有価証券	1, 7 102,051	1, 7 112,199
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 8 307,375	2, 3, 4, 5, 6, 8 306,886
外国為替	210	365
その他資産	7 8,538	7 10,462
有形固定資産	4,757	5,083
無形固定資産	385	337
支払承諾見返	434	286
貸倒引当金	3,107	2,436
資産の部合計	464,630	471,050
負債の部		
預金	426,966	428,040
債券貸借取引受入担保金	7 11,150	7 14,504
その他負債	2,334	4,086
未払法人税等	53	54
リース債務	186	159
資産除去債務	46	46
その他の負債	2,046	3,825
賞与引当金	250	250
退職給付引当金	768	773
役員退職慰労引当金	194	179
睡眠預金払戻損失引当金	84	76
偶発損失引当金	58	42
繰延税金負債	149	219
再評価に係る繰延税金負債	435	435
支払承諾	434	286
負債の部合計	442,826	448,893
純資産の部		
資本金	7,300	7,300
資本剰余金	6,256	6,256
資本準備金	6,256	6,256
利益剰余金	6,378	6,644
利益準備金	361	407
その他利益剰余金	6,017	6,237
繰越利益剰余金	6,017	6,237
自己株式	236	237
株主資本合計	19,699	19,964
その他有価証券評価差額金	1,310	1,399
土地再評価差額金	793	793
評価・換算差額等合計	2,104	2,192
純資産の部合計	21,803	22,157
負債及び純資産の部合計	464,630	471,050

(2)【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成29年 4月 1日 至 平成29年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成30年 4月 1日 至 平成30年 9月30日)
経常収益	4,675	4,409
資金運用収益	2,997	2,955
(うち貸出金利息)	2,174	2,122
(うち有価証券利息配当金)	812	822
役務取引等収益	544	550
その他業務収益	564	109
その他経常収益	1 569	1 793
経常費用	4,224	3,830
資金調達費用	88	59
(うち預金利息)	85	55
役務取引等費用	447	445
その他業務費用	561	326
営業経費	2 2,827	2 2,755
その他経常費用	3 299	3 243
経常利益	451	579
特別利益	-	6
固定資産処分益	-	6
特別損失	0	50
固定資産処分損	0	31
減損損失	4 -	4 18
税引前中間純利益	451	535
法人税、住民税及び事業税	18	23
法人税等調整額	78	16
法人税等合計	96	39
中間純利益	354	495

(3)【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成29年 4月 1日 至 平成29年 9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	7,300	6,256	6,256	314	5,879	6,194
当中間期変動額						
剰余金の配当				46	279	233
中間純利益					354	354
自己株式の取得						
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)						
当中間期変動額合計	-	-	-	46	75	121
当中間期末残高	7,300	6,256	6,256	361	5,955	6,316

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	235	19,515	358	810	1,168	20,684
当中間期変動額						
剰余金の配当		233				233
中間純利益		354				354
自己株式の取得	0	0				0
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)			1,399	-	1,399	1,399
当中間期変動額合計	0	121	1,399	-	1,399	1,520
当中間期末残高	236	19,637	1,757	810	2,567	22,205

当中間会計期間(自 平成30年 4月 1日 至 平成30年 9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	7,300	6,256	6,256	361	6,017	6,378
当中間期変動額						
剰余金の配当				45	275	229
中間純利益					495	495
自己株式の取得						
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)						
当中間期変動額合計	-	-	-	45	220	266
当中間期末残高	7,300	6,256	6,256	407	6,237	6,644

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	236	19,699	1,310	793	2,104	21,803
当中間期変動額						
剰余金の配当		229				229
中間純利益		495				495
自己株式の取得	0	0				0
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)			88	-	88	88
当中間期変動額合計	0	265	88	-	88	353
当中間期末残高	237	19,964	1,399	793	2,192	22,157

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3年～50年

その他：2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

破綻懸念先の債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、審査管理部署が査定結果を検証し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は996百万円（前事業年度末は1,026百万円）であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産及び無形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用に計上しております。

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
株 式	369百万円	369万円

2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
破綻先債権額	97百万円	167百万円
延滞債権額	10,266百万円	9,565百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
3ヵ月以上延滞債権額	百万円	174百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
貸出条件緩和債権額	2,472百万円	1,862百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
合計額	12,835百万円	11,769百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
	5,214百万円	4,811百万円

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	11,150百万円	14,504百万円
計	11,150百万円	14,504百万円
担保資産に対応する債務		
債券貸借取引受入担保金	11,150百万円	14,504百万円

上記のほか、為替決済、資金決済、地方公共団体収納代理取引、日銀共通取引あるいはデリバティブ取引に係る担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
有価証券	4,550百万円	4,546百万円
預け金	10百万円	10百万円
その他資産	5,033百万円	5,249百万円

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
保証金	104百万円	94百万円

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
融資未実行残高	54,772百万円	55,220百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	51,270百万円	51,896百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

(中間損益計算書関係)

1. その他経常収益には次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当中間会計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
株式等売却益	8百万円	17百万円
偶発損失引当金戻入益	21百万円	16百万円
貸倒引当金戻入益	470百万円	701百万円

2. 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当中間会計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
有形固定資産	111百万円	113百万円
無形固定資産	50百万円	63百万円

3. その他経常費用には次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当中間会計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
株式等償却	67百万円	百万円

4. 当行は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

前中間会計期間(自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)

当中間会計期間において、営業キャッシュ・フローの低下により割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないこと等により投資額の回収が見込めなくなった当行の資産グループの帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額18百万円を減損損失として特別損失に計上しております

場所	主な用途	種類	減損損失(百万円)
福井県外	営業用店舗1カ所	建物等	18
		合計	18

当行は、管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングを行っております。

当中間会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、当行の担保評価基準にて合理的に算定しております。

(有価証券関係)

子会社株式

前事業年度(平成30年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式			
合計			

当中間会計期間(平成30年9月30日)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式			
合計			

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の中間貸借対照表(貸借対照表)計上額

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
子会社株式	369百万円	369百万円
合計	369百万円	369百万円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式」には含めておりません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

4【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年11月15日

株式会社 福邦銀行
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田裕之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀬底治啓 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社福邦銀行の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社福邦銀行及び連結子会社の平成30年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年11月15日

株式会社 福邦銀行
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田裕之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀬底治啓 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社福邦銀行の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第111期事業年度の中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社福邦銀行の平成30年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。